特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３号
埼玉県草加市稲荷３丁目27番12号
清算株式会社　アスリート株式会社
代表清算人　深堀　光二
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所越谷支部

平成２１年（ヒ）第２１３１号
東京都中央区日本橋人形町３丁目９番１号
清算株式会社　株式会社ＭＳＣ
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０号
横浜市中区海岸通４丁目23番地
清算株式会社　豊栄港運株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

監督命令

平成２２年（再）第８８号
東京都八王子市叶谷町1055番地
再生債務者　株式会社アーム電子
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　城山トラストタワー31階　成和明哲法律事務所　弁護士　渡辺　昭典
平成22年８月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第２号
滋賀県蒲生郡日野町大字上野田119番地
再生債務者　日野薬品工業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　滋賀県大津市梅林１丁目３番10号　滋賀ビル８階　あおば弁護士法人　大津法律事務所　弁護士　野嶋　　直
平成22年８月25日　　大津地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２１年（再）第８２号
東京都中央区明石町13番14号
再生債務者　株式会社築地水産
主文　平成21年３月13日にした監督命令を取り消す。
平成22年８月24日
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２２年（再）第６９号
東京都港区南青山５丁目11番15号　Ｈ＆ＭＩＮＡＭＩＡＯＹＡＭＡＷＥＳＴ
再生債務者　ペッカリイ株式会社
決定の要旨　平成22年７月27日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成22年８月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第７２号
群馬県伊勢崎市市場町２丁目1008番地
再生債務者　関口精機株式会社
決定の要旨　平成22年７月22日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成22年８月25日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第５０号
東京都目黒区中央町１丁目８番18号
再生債務者　新東京インターナショナル株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成22年８月18日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年９月22日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年９月14日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年９月８日
平成22年８月24日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２２年（再）第２６号
東京都中央区築地５丁目２番１号
再生債務者　築地カネサン水産株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年８月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第４２号
東京都杉並区南荻窪３丁目32番10号
再生債務者　中野商事有限会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年８月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第５６号
静岡県下田市河内２番地の２
再生債務者　株式会社清流荘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年８月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第６２号
東京都渋谷区恵比寿１丁目30番１号
再生債務者　株式会社プロパスト
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年８月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第４号
兵庫県芦屋市楠町８番16号
再生債務者　株式会社関西マルキン
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年８月25日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（再）第１号
福岡県久留米市国分町1906番地３上津ハイツ301号
再生債務者　立石　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年８月23日
福岡地方裁判所久留米支部

再生手続終結

平成１９年（再）第１５号
青森県弘前市大字上鞘師町24番地１号
再生債務者　株式会社ホテルニューキャッスル
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年８月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第３１号
茨城県北茨城市磯原町磯原二ッ島2550番地
再生債務者　株式会社磯原シーサイドホテル
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年８月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第８２号
東京都中央区明石町13番14号
再生債務者　株式会社築地水産
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成22年８月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成１８年（再）第３１号
三重県伊賀市問屋町68番地、認可決定時の本店所在地大阪府東大阪市長田中五丁目４番31号
再生債務者　アラキ株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年８月24日
大阪地方裁判所第６民事部